

家庭的保育のあり方に関する調査研究

研究企画・情報部 小山 修
子ども家庭福祉研究部 庄司順一・澁谷昌史
嘱託研究員 尾木まり (子どもの領域研究所)
客員研究員 網野武博 (上智大学)
駒沢女子短期大学 福川須美
全国家庭的保育ネットワーク 鈴木道子

要 約

子育て家庭の多様なニーズに対応するために、家庭的環境において小規模に行われる家庭的保育を保育の選択肢の一つとして普及させる必要性は高いが、わが国では一部の地方自治体で導入されているにすぎない。本研究では全国の人口10万人以上の都市及び東京都の区市に計294自治体に質問紙調査を実施し、家庭的保育の導入・拡大の意向について尋ね、家庭的保育が普及しない理由及び今後の課題を検討した。その結果、204件の回答(回収率69.4%)が得られ、家庭的保育を実施している地方自治体は都市部で待機児童のいる自治体が多く、家庭的保育の必要性を「多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢」として認識していたが、家庭的保育を実施していない自治体では、家庭的保育がどのような保育であるか、またその有用性についての情報がないことが明らかとなった。同時に、認可保育所以外で行われる保育への抵抗感や懸念があり、家庭的保育の普及や拡大のためには国の示すガイドラインや法的位置づけなどの国の後ろ盾が必要とされていることが示唆された。

キーワード：家庭的保育、保育制度、多様な保育ニーズ

An Investigation of Japanese Family Day Care

Osamu OYAMA, Junnichi SYOJI, Masashi SHIBUYA, Mari OGI,
Takehiro AMINO, Sumi HUKUKAWA, Michiko SUZUKI

Abstract : This study examined why family day care has not proliferated in Japan, and considered future problems for family day care.

To address these two issues, a paper-and-pencil questionnaire survey was administered with regard to several localities (cities with populations over 100,000 people, and the wards and cities within Tokyo). The return rate was 69.4%(N=204location). The results of the investigation showed that in urban localities where governments administer family day care many children were wait-listed for family day care, and that family day care was recognized as one option in relation to various child care needs. In the case of local governments that did not administer family day care, it was clear that they lacked information about this form of day care or its utility. There were also apparent feelings of resistance and concern with regard to childcare performed at any facility other than licensed day nurseries. These results suggest that guidelines and legal formulations will be necessary for the spread and expansion of family day care in Japan.

keywords : family day care, child care, child care policies, day care

I 研究の背景

家庭的保育は1960年代から1970年代にかけて、主として認可保育所の乳児保育の補完として、児童福祉法第24条但し書きの「その他の適切な措置」として地方自治体（以下、自治体と記す）による単独事業として行われてきたものである。認可保育所における乳児保育の一般化に伴い、1980年代後半からは事業を廃止する自治体もあったが、近年の保育ニーズの増大化に伴い、認可保育所の待機児童対策としての役割が期待されている。

家庭的保育はそれぞれの自治体が独自に実施してきた事業であるため、保育者の資格要件、保育料金の設定、自治体の関与の度合いなど実施体制はさまざまに行われている。そのため、本研究では家庭的保育を以下のように定義して行うこととした。

保育者の居宅など¹⁾で、保育に関する資格を持つ保育者²⁾（いわゆる保育ママ）が主として3歳未満³⁾の乳幼児を対象に小規模に⁴⁾行われる保育である。

また、ここでいう家庭的保育とは地方自治体が行う事業であり、保育所と同様に通常保育として行われているものを指している。

国は2000（平成12）年に「家庭的保育事業」を創設した。この事業は従来家庭的保育の問題点と指摘されることの多かった保育者の孤立化や保育の不透明性を防ぐために、地域に連携保育所を定め、家庭的保育者への相談・助言を行うことを補助条件としたことに特徴がみられた。また、待機児童対策としての色合いも濃く、「保育所を増設又は定員を増員する等の計画を策定していること」、個人実施型の通常保育以外については、「保育所入所待機児童の低年齢児（3歳未満の児童）がいること」「当該市町村内に0歳児保育を行う保育所を有していること」などの要件が創設当初は付与された。現在、保育対策等促進事業の待機児童解消促進事業の一環として位置づけられている。

2005年厚生労働省調べによると、家庭的保育を実施する自治体は100カ所であり、保育者数1,201人、利用児童数3,091人であった（2005年9月現在）。そのうち国庫補助事業を採用している自治体は17自治体にすぎず、国は補助要件の緩和をはかり、拡大に努めているが、予算額を用意しているほどには採用する自治体が少ないのが実態である。

また、従来より家庭的保育を実施している自治体においても国庫補助事業を新たに導入した自治体は少ない。その理由としては、各自治体が独自の要件や規定を設けて実施している事業がそのまま国庫補助対象となるわけではないため、導入しにくいこと、また特に、自治体によっては保育士等の資格要件を設けていないところもあり、国庫補助対象となることができないことが指摘されている。

先行研究結果によると、家庭的環境で少人数で行われ

る個別保育は保育者、利用者ともに満足度が高く、特に利用者の保育者に対する満足度が高い。家庭的保育の特長として、少人数で行われる保育は個別対応性が高く、子ども1人ひとりの発達や性格、その時々気分や体調、興味などに応じた保育が行えることがあげられる。また、家庭という静かで適度な広さを持つ空間で、保育者が常に近くにいる子どもにとって安心できる環境で行われる保育と言える。さらには、少人数保育の利点として個々の子どもの生活リズムを優先させた保育が行えることや集団生活に多い感染症にかかることが少ないことなどが指摘できる。その他、小集団による保育が子どもにきょうだい関係を体験させることや、保育者の家族や地域の人々との異世代交流ができることなども、子どもがより多くのさまざまな年代の人との関わりを持ちながら育つことができる利点につながっている。もう一つの大きな効果としては、保育者と保護者の間に信頼関係が構築され、保護者の相談への対応や育児指導などがきめ細かく行われている点があげられる。特に、子どもを初めて育てる保護者にとって、家庭的保育者は育児の良きパートナーとして存在している。家庭的保育の利用者は自ら希望して利用を開始する以外にも、保育所定員超過により図らずも家庭的保育の利用をすることになる利用者も多い。しかし、実際に利用して家庭的保育の良さを実感し、対象外年齢に達するまで利用したという利用者が多いことも、満足感を裏付けるものである。

他方、家庭的保育のデメリットとしてあげられることに、認可保育所と保育料、給食、延長保育時間等において格差がある場合が多く、中でも家庭的保育者が休暇を取る際の代替保育が用意されにくい状態であることへの利用者の不満は大きい。また、待機児童問題が解消されない現在、利用者にとっては家庭的保育を利用することで一定年齢に達したときに希望する保育所に入所する機会を逸するのではないかとの不安が大きいことも指摘されている。また、従来から家庭で行われる保育について懸念されていることに、密室性の問題があり、家庭内で1人の保育者が保育を行うことによる安全性の確保が課題となっている。また、家庭的保育者自身は集団保育経験を持つ有資格者が多いが、自治体によっては子育て経験と一定の研修で保育者として認定し、保育を開始してからは現任研修に十分時間をかけることも難しいため、保育者の資質にバラツキが生じていることや1人の保育者の及ぼす影響が強いこと（良い影響はよいが、好ましくない影響が強い場合の子どもへの影響を懸念）集団保育とは異なり、他の保育者の持つ知識や保育技術の伝達されにくいことから、家庭的保育について理解を持つ専門家の巡回相談や指導が必要と言われているがその体制は未だに構築されていない。また、家庭的保育者の加重負担を軽減し、同時に安全性を向上させるために補助者の雇用が推奨されているが、自治体によっては補助者の雇い上げ費が加算されず、あるいは加算された場

合でも補助単価が低いため、家庭的保育者の自己負担を強いている実態がある。

このようにメリットとデメリットを有する家庭的保育であるが、多様な子育て家庭のニーズに対応していくためには、地域にある家庭で行われる小規模保育を普及させていく必要性は高いものと考えられる。

Ⅱ 研究の目的

認可保育所等の集団で行われる施設型保育以外に、家庭的な環境において小規模に行われる家庭的保育を、保育の選択肢の一つとして普及させる必要性は高いが、現時点では一部の自治体で導入されているにすぎない。家庭的保育の導入・拡大の意向を自治体に尋ねることにより、家庭的保育が普及しない理由を明らかにし、今後どのような対策が必要であるかを検討することを目的とした。

また、同時に近年必要性が高まっている家庭訪問型の保育・子育て支援サービスへの取り組みの実態を把握し、今後のあり方を検討することとした。

さらには、家庭内で行われる保育は、保育者としての資質に格差があるとして問題視されることも多く、自治体による保育従事者の認定や独自の研修の実態を把握することにより、家庭における保育従事者の資格要件、必要な研修内容、共通の資格認定などの課題について検討を加えるための基礎資料を得ることを目的とした。

Ⅲ 研究方法

郵送法による質問紙調査を実施した。詳細は以下の通りである。

(1) 調査対象

全国の人口10万人以上の都市及び東京都内の区・市、合計294地方自治体の保育主管課を対象とした。

(2) 調査時期

平成19年1月～2月

(3) 調査内容

- 1)自治体の基本情報
- 2)保育の状況
- 3)家庭的保育の取り組みについて
 - i 家庭的保育実施の状況
 - ii 家庭的保育未実施の自治体の状況
- 4)家庭で行われる保育や子育て支援について

Ⅳ 結果

1 回収結果

回収は204件で、すべて有効回答であり、回収率は69.4%であった。都市種別ごとに回収率をみると、特例市、東京特別区などで回収率が高く(表1)、その他の都市とは

10～15ポイントの回収率の開きがあった。本調査のテーマに関しては都市部以外では関心が高くない地域もあることをうかがわせる結果であった。

2 自治体の基本情報

都市種別はその他の都市が最も多く46.6%を占めていた(表2-1)。人口別にみると、人口20万人未満が約半数を占め、半数は20万人以上であった(表2-2)。

全人口に占める就学前児童の割合は平均5.6%であった。分布をみると5%台が過半数を占め、5%未満が約2割、6%以上が約2.5割であった(図1-1)。

次に、就学前人口に占める保育所定員割合は、それぞれの自治体でどれだけの保育所入所児童数を見込んでいるかを把握するために聞いたものであるが、平均値は27.6%であり30%以上が最も多く36.8%、ついで20%台の35.3%、20%未満の25.5%と分散していた(図1-2)。この割合が高い場合は保育ニーズが高い自治体といえる。

保育所の待機児童については、平成18年10月1日を基準日として、「待機児童なし」が全体の26.0%であり、残りの4分の3は待機児童がおり、待機児童が200人を超す自治体が2割あった(表2-3-1)。待機児童数はそれぞれの人口規模に応じて判断しなければならないが、表2-3-2に示すとおり、人口10万人台の自治体に待機児童なしが多く、人口50万人以上の都市では待機児童が200人以上いる割合が高かった。

次に、保育所入所児童の年齢構成については、特に0歳児や1歳児の占める割合をみることで、低年齢児の保育需要を把握した。0歳児が保育所入所児童に占める割合は平均6.2%であり、7%台をピークになだらかに分布しているが(図1-3)、入所児童全体の割合からみると低い割合にとどまっていた。1歳児が保育所入所児童に占める割合は、平均12.9%であり、12%～13%に約4割が集中していた(図1-4)。3歳未満児が占める割合は、平均は35.4%であり、35～39%に4割強が集中していた(図1-5)。

最後に、自治体が何らかの補助を行っている認可外保育施設がある自治体は140件であり、全体の約7割を占めていた(表2-4-1)。この補助には、保育者の健康診断への助成なども含まれており、必ずしも保育料への補助が行われるものばかりではない。待機児童の状況別に見ると、待機児童が多い自治体ほど認可外保育施設に補助をする割合が高かった(表2-4-2)。

3 保育の状況

(1) 保育サービスに関する現時点での問題や課題及び今後重点化していくこと

まず、それぞれの自治体における保育サービスに関する現在の問題点や課題について尋ねた結果では(表3-1)、もっとも割合が高かったものは「保育所の待機児童の解消」(72.1%)であり、ついで「公立保育所の民営化」(62.3%)、

「保育関係の財源」(54.4%)が群を抜いて高く、その他では数値は少し下がるが、「障害児保育」(39.2%)、「子育て家庭への子育て支援活動」(39.2%)が続いていた。

一方、今後の保育サービスの取り組みとして重点化していくことについては、「子育て家庭への子育て支援活動」(58.8%)、「保育所の待機児童の解消」(56.4%)、「公立保育所の民営化」(53.4%)が最も多く、ついで20~25ポイント程度下がるが、「病児・病後児保育」(32.8%)、「放課後児童健全育成」(31.9%)、「保育関係の財源」(30.9%)などの割合が高かった。

本研究に最も関連する「家庭的保育や家庭訪問型支援などの充実」については、現在の課題としてあげた自治体は17件(8.3%)であり、今後の保育サービスの取り組みとして重点化していくこととして37件(18.1%)があげられており、数値として大きくはないが、今後に向かって取り組みを進めようとする自治体が一定数あることがわかった。

全体としては、待機児童問題や公立保育所の民営化といった問題が現在も今後も課題となっていることが明らかとなった。また、約6割の自治体では今後子育て支援活動への取り組みを重点化していこうとしていた。

(2) 保育サービスに関する基本姿勢

全体では「住民の保育ニーズが高いものは公的に行うが、個別的なニーズは住民が民間事業や住民互助を利用」が最も多く(41.7%)、次に『「保育に欠ける」児童のための保育に付随するサービスのうち、ニーズの高いものは公的に行う」(31.4%)であった。最も公的関与の範囲が広い「地域で提供されるすべての保育サービスに公的に関与する」は21.1%であり、最も公的関与の範囲が限定される「認可保育所の運営のみに責任を持ち、民間事業者が行う保育に一切関与しない」は2.5%ときわめて低かった(表3-2-1)。

本設問では、都市種別や待機児童の有無などによる相違はみられなかったが、自治体が補助する認可外保育施設の有無により、有意差がみられた(表3-2-2)。自治体が補助する認可外保育施設がある自治体では、「住民のニーズの高いものは公的に行う」の割合が高く、「認可保育所の運営のみ責任を持つ」を選択したのは補助する認可外保育施設がない自治体のみであった。

(3) 地域で実施される保育サービスの整備

地域で実施される保育サービスの整備についての、自治体の役割の重要性について尋ねた結果は表3-3-1に示すとおりである。

A 「保育に欠ける」児童のために基本的な保育サービスを認可保育所で実施する。

「非常に重要である」(78.4%)が最も多く、「やや重要である」(19.1%)が続いており、その重要性を否定する回答は皆無であった。

B 「保育に欠ける」児童のための保育に付随するサービスのうち、延長保育、病後児保育などのニーズの高いものを整備する

「非常に重要である」(52.9%)が最も多く、ついで「やや重要である」(42.2%)が続いており、その重要性を否定する回答は皆無であった。

C 「保育に欠ける」児童だけでなく、広く「保育を必要とする」児童のための保育サービスを認可保育所や認定こども園などで実施する。

「やや重要である」(46.6%)が最も多く、「非常に重要である」は15.2%であった。重要性を認めない回答は非常に少なかったが、「どちらともいえない」という意見留保が約3分の1(34.3%)であった。

D 住民の多様なニーズに対応するために、さまざまな形態の保育サービスを整備する

上記Cと同様の傾向であり、「やや重要である」(47.5%)がもっと多く、「非常に重要である」は18.6%であった。その重要性を認めない回答は非常に少なく、「どちらともいえない」(30.9%)の意見留保が多かった。

E 民間事業者による保育についての情報提供、指導監督を行う

「やや重要である」(45.6%)が最も多く、「非常に重要である」は23.0%であった。重要性を否定する意見は少なかったが、「どちらともいえない」(27.9%)の意見留保も多かった。

人口規模別でみると、10万未満及び50万以上の都市で「非常に重要」の割合が極めて高かった。10万未満の都市は東京都内の自治体であるためいずれも都市部でその重要性が高く認められていた(表3-3-2)。

F NPOや住民互助による保育についての情報提供、移動監督を行う

最も多かったのは「どちらとも言えない」の意見留保で46.1%であった。次に「やや重要である」(38.7%)、「非常に重要である」(10.3%)が続いた。

全体としては、ここにあげた6項目について「あまり」や「全く」重要ではないという選択肢が選ばれる割合は非常に低かったが、NPOや住民互助で行われる保育の情報提供・指導監督、民間事業者による保育についての情報提供・指導監督、さまざまな形態の保育サービスの整備、保育対象児童を「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に拡大することなどに関して、「どちらともいえない」とする意見留保が多いという特徴がみられた。また、属性別に有意差が認められた項目は少なかったが、人口規模が大きい自治体(表3-3-2)や保育所入所児童に占める0歳児の割合が高い場合には、意見留保は少なく、重要性を認める回答が多かった。増大する保育需要に対応するため、認可保育所だけでなく保育サービスを視野に入れていることが推察された。

4 家庭的保育の取り組みについて

(1) 家庭的保育の必要性

認可保育所以外に家庭的保育のような「主として3歳未満の乳幼児を対象とした保育者の家庭などで行われる小規模保育」の必要性について尋ねた結果は表4-1に示すとおりである。

最も多かったのは「あまり必要ではない」(52.9%)であり、「まったく必要ではない」(3.9%)と併せて56.8%であり、「大変必要である」(15.7%)、「やや必要である」(27.0%)をあわせた42.7%より、必要でないとする意見の方が多かった。

その理由として、まず「必要である」理由としては(表4-2)、「多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢」が最も多く(79.3%)、ついで「認可保育所の低年齢児童保育の補完」(55.2%)、「認可保育所の待機児童問題の緊急対応策」(44.8%)が多かった。「低年齢児は家庭的環境で保育を受けることがよい」も24.1%であった。

一方、「必要でない」理由としては(表4-3)、「自治体を実施する保育は認可保育所や認定こども園で行われることがよい」(40.5%)、「家庭的保育を利用したいというニーズは高くない」(40.5%)、「保育者の家庭で行われる保育について自治体が責任を持つことは難しい」(39.7%)、「認可保育所に対応できている」(35.3%)などが多かった。また、少し割合が下がるが、「民間サービスや住民互助が活用されることがよい」(26.7%)が選択されていた。

その他の記述には、単独事業として類似事業を実施しているという意見や中長期的に少子化傾向が見込まれる中、「同一目的の保育事業を複数行うことについて検討を要する」というような意見のほか、ファミリー・サポート・センター事業との整理が必要といった他事業と混同した意見もみられた。

自治体の属性別に家庭的保育の必要性への認識を見てみると、以下のような特徴がみられた。

都市種別では、東京都下、東京特別区、政令指定都市で「大変必要である」の割合が高かった(図2-1)。待機児童の状況別では、待機児童が多くなるほど、その必要性が高く認められていた(図2-2)。また、自治体が補助する認可外保育施設がない自治体では、「必要ない」を選択する割合が高かった(図2-3)。就学前人口に占める保育所定員割合が高い自治体では、「必要ない」を選択する割合が高かった(図2-4)。

必要とする理由については、待機児童の状況別では、待機児童数が多い方が「待機児童問題の緊急対応策」、「認可保育所の低年齢児保育の補完」が多く選択されていた(表4-4)。また、自治体が補助する認可外保育施設がある自治体や人口に占める就学前人口割合が低いほど、同様の傾向がみられた。

一方、必要ではない理由としては、待機児童のいない自治体(表4-5)、就学前人口に占める保育所定員割合の高い自治体、保育所入所児童に占める0歳児の割合が低

い自治体では、「認可保育所に対応できている」の割合が高く、また「家庭的保育のニーズがない」の割合が高かった。

(2) 家庭的保育の実施状況

1) 家庭的保育実施の有無

現在家庭的保育を実施している自治体は62件(30.4%)、実施していない自治体が142件(69.6%)であった(表5)。2005年厚生労働省調べでは、全国で家庭的保育を実施している自治体は100箇所であり、その約6割に該当する。

家庭的保育の実施の有無は自治体の属性による特徴がみられた。まず、都市種別では東京特別区、東京都下、特例市、指定都市など都市部に多く、その他の都市の割合が低かった(表5-1-1)。東京都では都の事業として家庭福祉員制度が実施されていることに影響されていると考えられる。また、待機児童がいる自治体が多く、中でも待機児童数が多い自治体が多くなっていた(表5-1-2)。「自治体が補助する認可外保育施設がある」が9割弱と多いことも特徴であり(表5-1-3)、認可保育所だけでは保育ニーズに対応できていない状況が推察された。

また、就学前人口についてみると、人口に占める就学前人口の割合は少ないが、保育所入所児童に占める0歳児割合や1歳児割合が高く、つまり、低年齢児保育ニーズが高い自治体であるという特徴がみられた(表5-1-3、5-1-4)。

家庭的保育の実施状況別に家庭的保育の必要性への認識を見ると(表5-1-5)、家庭的保育を実施している自治体では必要性を認める割合が高く、実施していない自治体では必要ではないとする割合が有意に高かった。それは当然の結果ではあると考えられるが、家庭的保育を実施している自治体の中にも、「あまり必要でない」と回答する自治体(9自治体)や、未実施の自治体の中にも必要性を認める自治体(34自治体)があった。

また、家庭的保育を実施する自治体が家庭的保育を必要とする理由は(表5-1-6)、「多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢」が最も高く(81.1%)、次いで「認可保育所の低年齢児保育の補完」(66.0%)、「認可保育所の待機児童問題の緊急対応策」(52.8%)であった(表5-1-8)。

一方、家庭的保育が必要ではない理由として、未実施の自治体では、「保育は認可保育所や認定こども園で行われることがよい」(43.0%)や「保育者の家庭で行われる保育について自治体が責任を持つことは難しい」(41.1%)が多く選択されており、認可保育所等の施設型保育以外の保育への抵抗感が感じられる結果であった(表5-1-7)。また、家庭的保育を実施している自治体のうち家庭的保育を必要ないと回答した自治体では、「家庭的保育を利用したいというニーズは高くない」(66.7%)が最も多く選択されており、現実に利用されていない状況が推察された。

2) 家庭的保育実施の状況

家庭的保育の事業開始年度は1960年代に開始したもの

が最も多く26件(41.9%)であったが、2000年代9件(14.5%)、1990年代7件(11.3%)のように新たに開始された自治体もあった(表5-2)。

事業種別としては、地方自治体単独事業が最も多く51件(82.3%)であり、地方自治体単独事業と国庫補助の併用が7件(11.3%)、国庫補助事業のみが4件(6.5%)であった(表5-3)。

次に、地方自治体単独事業としてのみ実施しており、現在国庫補助を採用していない理由については(表5-4)、「すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざるを得なくなり、実施体制が複雑になる」(35.3%)や「国庫補助事業は保育者の資格要件が厳しい」(33.3%)が高い割合で選択されており、次に「国庫補助事業の要件である連携保育所に該当する保育所がない」(27.5%)や「連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる」(25.5%)などが選択されていた。また、その他の意見では、都や県の補助事業として実施しているという理由が東京都、埼玉県、静岡県などであげられていた。

今後、国庫補助事業を採用する予定としては(表5-5)、「採用する方向で検討を進めている」が3件(5.9%)あったにすぎず、「検討したが採用しない」(35.3%)や「検討したことがない」(41.2%)が多く、採用の予定が多くないことが明らかとなった。その他、現在実施している事業が国庫補助事業の要件に適合していないこと(資格要件や連携保育所の要件など)をあげ、要件の見直しがおこなわれ、適合するようになれば、活用を検討するという意見もみられた。

国庫補助事業について自由意見を求めたが、4件の書き込みしかみられなかった。その内容としては、受け入れ人数の点で国庫補助の対象外となっている自治体からの意見や、資格要件には一定数の研修(複数年)等による緩和が求められるなどの意見があげられた。

次に、家庭的保育を実施している自治体に実施の状況について尋ねた結果は以下の通りである。

a. 家庭的保育者の要件

表5-6に示すとおり、資格要件がある自治体が85.5%と多く、それにプラスしてその他の要件(保育経験や子育て経験)を付与するものもあった。資格や経験を問わないとする自治体は1件と極めて少なく、資格要件を求めている場合には、研修を受講後に認定する自治体(24.2%)が多かった。また、資格要件を満たさない場合は研修受講で認定する自治体も一定数みられた。

資格要件がある場合は、保育士(100.0%)、看護師(98.1%)、保健師(86.8%)、助産師(69.8%)などが多く、認可保育所の最低基準に準ずるところが多いが、幼稚園教諭(58.5%)や学校教諭(56.6%)なども資格要件に含まれていた(表5-6-1)。研修で認定する場合の総時間数は20時間未満から120時間以上まで自治体によりばらつきがみられた(表5-6-2)。資格要件以外の要件をもうける場合は、保育経験が61.4%と高く、ついで子育て経験の

38.6%であった(表5-6-3)。

b. 児童と保育の体制

保育の対象となる児童の年齢は、0歳(98.4%)、1歳(93.5%)、2歳(87.1%)であり、3歳以上が対象になる自治体は非常に少なかった(表5-7)。

保育の体制は、保育者が一人のみの場合(45.2%)と保育者が1人または2人とされるところ(43.5%)が多かった(表5-8)。また、保育者が1人の場合はこどもの人数は3人までが89.2%を占めており、保育者2人の場合は5人までが82.8%を占めていた(表5-8-1, 5-8-2)。また、保育室が2階に設置される場合には保育者1人につき子ども2名までという規定のある自治体もみられた。

c. 保育者・利用者数の変化

おおよそ5年間の間の家庭的保育者数の変化は「ほぼ変化なし」(46.8%)が最も多く、増加傾向、減少傾向がそれぞれ約25%であった(表5-9)。

その理由として考えられることを自由記述で答えてもらった結果では以下のような特徴がみられた。

<増加傾向にある理由>

- ・待機児童解消のため
- ・積極的に募集のPRをしている
- ・ニーズに応じて、家庭的保育者を増員した。

<ほぼ変化なし>

- ・自治体が保育者の定数を定めており、欠員ができれば新たに採用している
- ・募集を行っていない
- ・希望者がいない

<減少傾向にある>

- ・代替保育の整備ができていない
- ・認可保育所での乳児受け入れが定着してきた
- ・利用者の減少

次に、利用児童数の変化についてみると、「増加傾向にある」が最も多く40.3%、ついで「ほぼ変化なし」の37.1%であった(表5-10)。

その理由としてあげられたものは以下の通りである。

<増加傾向にある>

- ・家庭的保育者の増員による定員増
- ・育児休業の普及による年度途中での入室希望者の増加
- ・待機児童の解消
- ・保育需要の増大
- ・窓口職員に家庭的保育の良さを理解してもらっている

<ほぼ変化なし>

- ・需要と供給のバランスがとれている
- ・需要が多くない
- ・定員が限られるため、希望者は多いがすべてを受け入れられないため

<減少傾向にある>

- ・利用児童数が少ない

- ・集団保育への希望が多い
- ・認可保育所の乳児保育の充実

d. 保育の申し込みと保育料金

利用申し込みについては、自治体への申し込みが48.4%、保育者に直接申し込み43.5%であった（表5-11）。保育料金については保育者が決めている自治体は少なく、市独自に設定している自治体が74.2%を占めていた（表5-12-1）。そのうち、認可保育所より保育料が安いと回答した自治体は23件（50.0%）であった（表5-12-2）。認可保育所と同じと回答した自治体は6.5%と少なかった。

延長料金については、市独自に設定している自治体（41.9%）と保育者が決めている自治体（37.1%）に二分された（表5-13-1、表5-13-2）。

また、保育料金設定の為の入所児童の世帯の階層区分の適用がある自治体は23件（37.1%）であり、なしの自治体が36件（58.1%）で多かった（表5-14）。

e. 家庭的保育実施上の問題や課題

表6-1に示すとおり、「巡回指導や相談の体制」（41.9%）が最も多く、次いで「年度明けの利用児童の定員割れ」（37.1%）、「家庭的保育者の応募がない」（37.1%）などの問題、また「保育者の休暇時の代替保育の整備」（32.3%）、「家庭的保育者への研修」（32.3%）などが多く選択された。その他としては、1人保育や密室保育に対する状況把握の仕組みづくり、受託児がない時の補償について、土曜日の需要に対して可能な家庭福祉員が少ない、などの意見があげられた。

f. 家庭的保育のメリット

表6-2に示すとおり、「家庭的環境で保育を受けることができる」（91.9%）、「少人数なので個別の対応ができる」（82.3%）が群を抜いており、次いで「保護者の希望に柔軟に対応できる」（56.5%）や「子どもを家庭の生活リズムで育てることができる」（43.5%）などが多く選択された。その他、「異年齢児と一緒に保育する」、「地域の方との自然なふれあいの中で育てることができる」、「保護者との信頼が厚い」などの意見もあげられた。

g. 家庭的保育を強化・充実するための条件

表6-3に示すとおり、「連携保育所と家庭的保育の連携を強化し、実効性あるものにする」（32.3%）が最も多く、次いで「児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づける」（27.4%）、「国や地方自治体が、国が行っている事業の重要性をPRする」（27.4%）が多かった。

その他では、自治体独自の類似事業に対する財政措置の充実や、外部評価の仕組みを取り入れるなどの意見があげられた。

3) 家庭的保育を実施していない自治体の状況

a. 今後の導入の予定

家庭的保育は認可保育所の乳児保育の補完として制度化された自治体が多く、認可保育所で乳児保育の受け入れが進むにつれ、制度を廃止した自治体もある。そのた

め、現在家庭的保育を実施していない自治体でも、過去には実施していた自治体もあるため、まずそのことについて尋ねた。その結果、12件（8.5%）が過去に家庭的保育を実施しており（表7-1）、需要の減少や家庭的保育者の廃業などの理由により、廃止していた。

今後、家庭的保育を導入する計画は、導入を計画している自治体が1件と、導入の方向で検討しているが詳細が決まっていない9件の合計10件（7.0%）であり、その他（85.2%）は導入の予定がないと回答した（表7-2）。導入を計画している自治体も具体的な時期は決まっておらず、国庫補助と地方自治体単独事業を併用する形で計画していた。

導入の予定のない自治体が多いことが明らかとなったが、そのうち導入を検討した自治体は7件（5.8%）にすぎず、92.6%は検討をしたことがなかった（表7-3）。今後、導入を検討するために役立つものとしては、「自治体の要綱や取り組みの実態」（81.8%）が最も多く、実施のためのガイドブック（44.6%）や実施事例集（38.0%）などとは大きく差が開いており、自治体としての立場の情報を求めていることが明らかとなった（表7-4）。

また、家庭的保育を導入する上での問題や課題としては、「事故が起こった場合の責任や保障に関すること」（66.9%）が最も多く、次いで「家庭的保育の利用希望者がいるかどうかわからない」（45.8%）、「家庭的保育への巡回指導や相談の体制」（42.3%）が多く選択された（表7-5）。

また、「家庭的保育の実態がわからない」は38.7%であったが、そのことに関連し、その他の自由記述には、「ファミリー・サポート・センターとの違いが明確ではない」や、「重複する」など明らかに誤解された意見があげられており、家庭的保育がどのようなものかが理解されていないことに加え、「家庭的保育の良さや効果がよくわからない」（29.6%）ことから、家庭的保育の特性やメリットが理解されていないことが示唆された。

b. 家庭的保育を普及・充実するための条件

複数回答で選択してもらった結果は、表7-6の通りであるが、家庭的保育を実施している自治体に強化・拡大するための条件として尋ねた選択肢と同じため、両者を並べて比較検討した。

家庭的保育を未実施の自治体では、「国が家庭的保育を運営するためのガイドラインを示す」（62.7%）が最も高く、群を抜いていた。次いで、「家庭的保育の有用性を明らかにする資料やデータを示す」（37.3%）、「児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づける」（36.6%）であった。これらの割合は、家庭的保育を実施している自治体と比べて高いものであり、特に国の示すガイドラインや法的位置づけを求めていることは国の行う事業としての後ろ盾を求めていることに他ならない。

現在家庭的保育を実施している自治体の方が高い割合を示した項目は、「国が行っている事業の重要性をPR」（27.4%）や「連携保育所と家庭的保育の連携を強化し、実

効性のあるものにする」(32.3%)などであった。

その他としては、「基準を認可保育所と同程度にする」や「同種事業の違いを明確にすること。各事業が共存できるための経済的支援を行う」などの意見があげられた。

4) 家庭で行われる保育や子育て支援について

子ども自身の家庭や保育者の家庭で行われる保育や子育て支援の実施状況については、表8に示す通りである。それぞれ、産褥期ヘルパー(22.5%)、派遣型病後児保育(2.0%)、訪問型一時保育(3.4%)、育児支援家庭訪問事業(45.6%)、ファミリー・サポート・センター事業(89.2%)であった。ファミリー・サポート・センターについては実施率が非常に高く、次に子ども虐待防止を主たる目的とする育児支援家庭訪問事業、産褥期ヘルパーの順であった。派遣型病後児保育や訪問型一時保育は極めて低い割合であった。それぞれの事業の開始年度は表8-1~5に示すとおりである。

次に、それぞれの保育従事者の要件をみていくと(表8-6、8-6-1、8-6-2)、まず、産褥期ヘルパーは委託が最も多く(63.0%)、次いで資格要件(37.0%)があり(保育士58.8%、保健師41.2%など)、研修受講後に認定(30.4%)の順であった。派遣型病後児保育は委託が半数(50.0%)であり、資格要件または研修受講後に認定の併用であった。訪問型一時保育については、委託が85.7%と多かった。育児支援家庭訪問事業は保健師と同行する保育従事者について尋ねたが、資格要件があるとの回答が最も多く(59.1%)、その資格は助産師、保健師がそれぞれ70.9%であった。ファミリー・サポート・センター事業については、研修認定後に認定が59.3%、資格や経験は問わないが42.3%であった。その他の要件には、いずれも子育て経験、保育経験が含まれていた。

次に、現在実施していない自治体の今後の導入予定については表8-7に示すとおりであるが、産褥期ヘルパーでは7件(4.5%)が導入を予定しており、検討を予定しているが時期が未定とあわせると12件(7.7%)であった。導入の予定なしは45.5%であり、検討したことがないをあわせると約7割であった。派遣型病後児保育は今後の導入の予定なし(54.8%)が最も多く、検討したことがないが19.3%であった。今後導入を予定している自治体は7件(3.6%)、時期は未定でも導入を検討している自治体は12件(6.1%)であわせても約1割であった。次に、訪問型一時保育については、導入を予定しているが時期は未定が7件(3.6%)あるのみであり、他は導入の予定なし(58.5%)、検討したことがない(24.6%)が非常に多かった。また、育児支援家庭訪問事業は今後導入を予定している自治体が16件(15.2%)、導入を検討しているが時期は未定が17件(16.2%)であったが、導入を予定なしや検討したことがないが過半数であった。最後に、ファミリー・サポート・センター事業については今後の導入の予定は、7件(36.8%)、時期は未定だが導入を検討しているが3件

(15.8%)であった。導入の予定がないと回答したのは4件にすぎず、普及率は非常に高かった。

5) 子どもの居宅や保育所の居宅で行われる保育の従事者についての基本的考え方

家庭的保育や家庭訪問型支援、あるいは保育者の家庭で行われる子育て支援などの保育従事者についての基本的な考え方を尋ねた結果は表9に示すとおりである。

A 自治体が実施する事業における保育従事者は保育士などの有資格者である必要がある

否定はほとんどなく、「かなり」(46.1%)、「やや」あてはまる(31.9%)をあわせると約8割に達した。

B 自治体が実施する事業であっても、自治体が指定する研修を受講したものであれば有資格者でなくてもできる

研修受講者に保育や子育て支援を行わせることについては、「ややあてはまる」(35.3%)が最も多く、「かなり」(14.2%)とあわせると約半数が肯定的回答であった。しかし、「あまり」と「全く」あてはまらないをあわせると、約2割は否定的であり、「どちらとも言えない」の意見留保は27.5%であった。

C 派遣型病後児保育は看護師資格を有するものが行う必要がある

「かなりあてはまる」が最も多く(53.9%)、「ややあてはまる」(28.9%)とあわせると、82.8%が肯定的回答であった。否定は極めて少なく、「どちらとも言えない」は1割であった。

家庭的保育の実施状況別に見ると、家庭的保育を実施している自治体で「どちらとも言えない」の割合が有意に高かった(表9-1)。

D 保育従事者が単独で子どもを保育する場合は、有資格者であることが必要である

「かなりあてはまる」が最も多く(53.9%)、「ややあてはまる」(22.1%)とあわせると、76.0%が肯定的であり、否定は極めて少なかった。

家庭的保育の実施状況別に見ると、未実施の自治体の方が「かなりあてはまる」の割合が高い傾向はみられたが、有意な差は認められなかった。

E 保育従事者が有資格者であっても、保育者は複数制にする必要がある

「ややあてはまる」(32.8%)が最も多く、次いで「かなりあてはまる」(25.0%)とあわせると57.8%が肯定的回答であった。否定は合計でも約8%で多くなかったが、意見留保が約3割あった。

F 自治体が信頼できる団体に事業を運営委託することがよい

「ややあてはまる」が最も多く(43.6%)であり、「かなりあてはまる」(17.2%)とあわせると60.8%が肯定的回答であった。否定は極めて少なかったが、「どちらとも言えない」の意見留保が33.8%と高かった。

G それぞれの事業ごとに、あるいは共通に、保育従事者や利用者に必要な情報提供、相談窓口、助言・指導などを行うセンターを設置して、運営管理する「どちらとも言えない」の意見留保が最も多く(36.3%)、次いで「やや当てはまる」(34.8%)、「かなり当てはまる」(20.1%)であった。否定はほとんどなかった。

家庭的保育の実施状況別には有意差がみられ(表9-2)、実施している自治体では「かなり当てはまる」の割合が低く、「どちらとも言えない」の割合が未実施の自治体より高かった(表10-2)。

V 考察

(1) 家庭的保育への取り組みの現状

本調査を通じて、自治体における家庭的保育への取り組みの現状を把握することができた。

今回回答を得られた自治体のうち、家庭的保育を実施しているのは62自治体(30.4%)であり、全国で家庭的保育を実施する自治体の約6割であったが、その取り組みのスタンスは自治体により若干の相違がみられた。家庭的保育の必要性への認識において、約15%の自治体はあまり必要ではないと回答しており、その理由として家庭的保育の利用ニーズが高くないことを指摘していた。また、家庭的保育者数や利用児童数が減少傾向にある自治体もあり、一部の自治体では家庭的保育を実施しながらも、活発に利用されていない現状があることがわかった。

しかし、それ以外の自治体では、家庭的保育が必要である理由として、「利用者の多様な保育ニーズに対応するためにさまざまな選択肢があることがよい」が、「認可保育所の乳児保育の補完」や「待機児童問題の緊急対応策」よりも高い割合で選択されていたことは、今後認可保育所における乳児保育がより整備されたり、また待機児童問題が解消されても、家庭的保育の必要性はなくならなると自治体が認識していることを示唆するものである。

一部の自治体では家庭的保育者の数を増やし、受け入れ人数の拡大を図っていたが、多くの自治体では一定の定員を保持している状態であった。年々保育ニーズが増大し、待機児童問題もあるものの、少子化の影響を受け、いずれは認可保育所でも定員割れすることも予測されており、認可保育所以外の定員増に慎重な自治体もあることが推察された。

また、現在、自治体単独事業として家庭的保育を実施している自治体のうち、今後国庫補助事業を採用しようとする自治体は極めて少なく1割にも満たなかった。すでに単独事業として実施している場合、その要件に合致しなければ現状をそのまま引き継ぐことができず二重構造(国庫補助事業と自治体単独事業)にせざるを得なくなることや、保育者の資格要件が国庫補助の資格要件にあわないことなどがその理由としてあげられていた。また国庫補助事業の一つの特徴である連携保育所の指定が

困難であったり、さまざまな役割を担う認可保育所への負担を増やすまいとする自治体の意向が見て取れた。事業の二重構造については、すでに実施している自治体が数カ所あり、その自治体の方法や実態について情報提供することが今後の国庫補助事業の採用の一助になる可能性が示唆された。

一方で、東京都、埼玉県、静岡県などのように都県の単独事業の一環として家庭的保育が行われている場合には都県の意向に大きく影響を受けていることが推察された。現在は都県の単独事業の要件で実施しているわけであり、もし補助率が国庫補助事業と変わらない(あるいは上回る)場合に特に採用を検討する必要性がないことも考えられ、都県の単独事業がある地域においては、都県との国庫補助の関係を整理する必要があると考えられた。

(2) 家庭的保育の普及のために必要とされること

家庭的保育を現在実施していない142自治体のうち、過去に実施した経験のある自治体は12自治体であった。また今後家庭的保育の導入を計画している自治体は1自治体、導入の方向で検討中が10自治体と極めて少ない数であった。また、導入の予定のない自治体のうち、導入を検討した自治体は7自治体に過ぎず、その他の自治体(92.5%)では検討すらされておらず、家庭的保育への関心の低さが示唆される結果であった。

家庭的保育を実施していない自治体では実施している自治体と比較して、待機児童や自治体が補助する認可外保育施設も少なく、認可保育所だけで保育ニーズをカバーできているものと考えられ、それ以外に保育サービスを充実させる必要性に迫られたことがなかったものと推察される。また、ファミリー・サポート・センターとの違いが明確ではないというような意見にみられるように、そもそも家庭的保育とはどのような保育であるか、またその利点は何かという認識や情報がないことがうかがわれた。家庭的保育導入の検討のために役立つものとして、「自治体の要綱や取り組みの実態」が高い割合で選択されており、今後はこのような情報提供も必要であることが明らかとなった。

また、家庭的保育を導入する上での問題や課題として、認可保育所以外で行われる保育(特に保育者の家庭で行われること)への抵抗感や懸念があり、普及・拡大のためには国の示すガイドラインや法的位置づけなどの国の後ろ盾が必要という意見がみられた。

家庭的保育を実施する自治体は都市部に多く、待機児童が多く、自治体が補助する認可外保育施設を有する自治体において実施されているという特徴があったが、今後利用者の多様なニーズに対応するためにさまざまな選択肢が用意される必要性への認識が広がることにより、現在家庭的保育を実施していない自治体にも家庭的保育が普及する可能性はあるのではないかと考えられる。

(3) 今後の課題と展望

今後家庭的保育を普及させるための課題は大きく三つあると考えられる。まず一つ目は、家庭的保育の有効性を広く周知することである。低年齢の子どもにとって家庭的環境で少人数で保育を受けることの効果や、保護者にとっての効果などすでに明らかになっていることをより広く周知していくことが必要である。本調査でもファミリー・サポート・センターの全国での実施率が非常に高いことが明らかになっているが、ファミリー・サポート・センターの広がりをも一つの好事例として、普及の方法を検討する必要がある。また、保育士養成課程においても家庭的保育について学習する機会を持たせ、施設型保育と家庭的保育の両方を知る保育士が育つことも長期的には家庭的保育を普及させることにつながると考えられる。保育実習の一環として家庭的保育を経験することや、また社団法人全国ベビーシッター協会が実施する短大、大学、保育士養成専門学校との連携によるベビーシッター資格取得指定校制度なども参考となるであろう。

次に、認可保育所利用者との格差を撤廃していく必要がある。その際に、認可保育所と家庭的保育で入所児童の取り合いが生じないように、また認可保育所に空きが出ることを嫌う自治体が家庭的保育の導入を控えないように、認可保育所が行う家庭的保育も今後検討を深める必要がある。特に年齢の低い子どもにとって好ましい保育とはどのような環境で行われるべきかを明らかにし、保育者の家庭でも保育所内でも同様の環境を用意し、保育を行っていくことが必要なのであり、今後の認可保育所のあり方を考える上で国庫補助事業の保育所実施型家庭的保育の導入について、より多くの自治体で検討される必要がある。

そのためには社会的養護、障害児福祉、高齢者福祉のいずれもが家庭的環境あるいは小規模化を一つの方向性としていることと同様に、保育サービスにおいても家庭に近い環境で行われる小規模保育を選択肢の一つとして用意する必要性を訴えていくことが必要である。

三つ目として、家庭的保育への不安材料を解消していくことが必要である。実際に保育を行う保育者や利用者にはさほど不安感や密室性への懸念はなく、補助者の存在や地域の目により、決して孤立していないとの認識が強いが、第三者から見た家庭的保育が安心できるものであるためには、巡回訪問の仕組みや第三者評価、体系的な研修制度などが導入されることが必要となる。また、何よりも保育を行う家庭保育者が精神的にも肉体的にもゆとりある労働環境を確立できるような体制づくりが必要である。

註記

- 1) 保育者の居宅以外に、保育者の自宅敷地内にたてられた別棟、自宅以外の借り上げ住宅、公的な共同スペースなど出行われる場合がある。
- 2) 国の家庭的保育事業では保育士、看護師、保健師、助産師となっている。自治体単独事業では、それに加えて幼稚園教諭、小学校教諭や子育て経験が資格要件とされるところもある一方、子育て経験に独自の研修を受講することで認定する自治体もある。
- 3) 3歳を迎えた3月31日までとしているところが多い。
- 4) 国の家庭的保育事業では保育者1人の場合は子ども3人まで、保育者が2人の場合は子ども5人までとなっている。自治体単独事業でもおおむね同じであるが、地域によっては保育者・子ども数共にそれを超えている場合もある。

参考文献

- 「全国在宅保育サービス実施状況等実態調査 平成11年度報告書」(全国ベビーシッター協会) 2000
- 「在宅保育の効果に関する調査研究事業報告書」(全国ベビーシッター協会) 2001
- 「次世代育成支援のための在宅保育サービスのあり方に関する研究」平成16年度児童関連サービス調査研究等事業(財団法人こども未来財団) 2005
- 「在宅保育の効果に関する研究－利用の効果及び利用後の意識の変化－」平成17年度児童関連サービス調査研究等事業(財団法人こども未来財団)、2006
- 「家庭的保育の現状と課題」保育白書2006、福川須美、2006
- 「家庭的保育の安全確保対策に関する調査結果について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 2005

I. 自治体の基本情報

表1 回収率

	送付数	回収数	回収率
政令指定都市	15	11	73.3
中核市	37	28	75.7
特例市	39	31	79.5
東京特別区	23	18	78.3
東京都下	26	19	73.1
その他の都市	154	97	63.0
全体	294	204	69.4

表2-1 都市種別

	件数	割合
政令指定都市	11	5.9
中核市	28	14.2
特例市	31	15.2
東京特別区	18	8.8
東京都下	19	9.3
その他の都市	97	46.6
総数	204	100.0

表2-2 人口規模

	件数	割合
10万人未満	7	3.4
10万人～	93	45.6
20万人～	36	17.6
30万人～	41	20.1
50万人～	25	12.3
無回答	2	1.0
総数	204	100.0

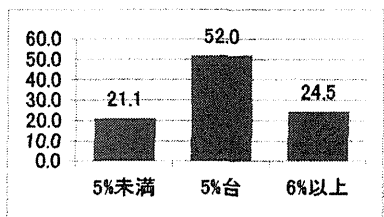


図1-1 総人口に占める就学前人口(平均値5.6%)

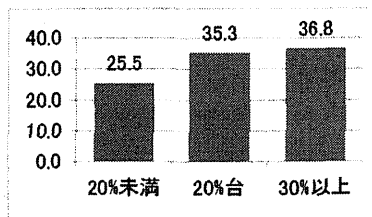


図1-2 就学前人口に占める保育所定員(平均値27.6%)

表2-3-1 保育所待機児童の有無

	件数	割合
待機児童なし	53	26.0
あり:50人未満	42	20.6
あり:50人以上	64	31.4
あり:200人以上	42	20.6
無記入	3	1.5
総数	204	100.0

表2-3-2 人口規模別待機児童の状況

	総数	待機児童なし	あり:50人未満	あり:50人以上	あり:200人以上	無回答
全体	204	53	42	64	42	3
	100.0	26.0	20.6	31.4	20.6	1.5
10万人未満	7	1	3	3	0	0
	100.0	14.3	42.9	42.9	0.0	0.0
10万人～	95	36	26	29	2	2
	100.0	37.9	27.4	30.5	2.1	2.1
20万人～	36	5	7	14	10	0
	100.0	13.9	19.4	38.9	27.8	0.0
30万人～	41	10	4	15	11	1
	100.0	24.4	9.8	36.6	26.8	2.4
50万人～	25	1	2	3	19	0
	100.0	4.0	8.0	12.0	76.0	0.0

p<0.01

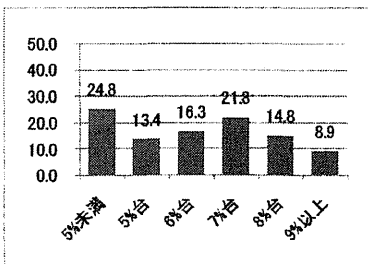


図1-3 保育所入所児童に占める0歳児の割合(平均値6.2%)

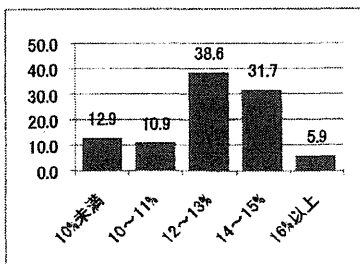


図1-4 保育所入所児童に占める1歳児の割合(平均値12.9%)

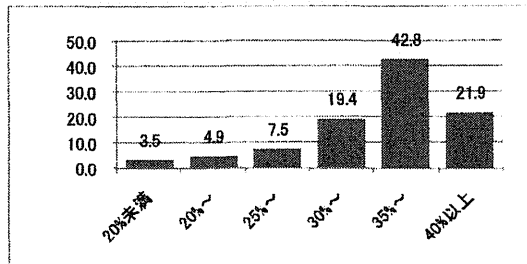


図1-5 保育所入所児童に占める3歳未満児の割合(平均値35.3%)

表2-4-1 自治体が補助する認可外保育施設の有無

	件数	割合
あり	140	68.6
なし	49	24.0
無記入	13	6.4
無回答	2	1.0
総数	204	100.0

表2-4-2 待機児童の状況別自治体が補助する認可外保育施設の有無

	総数	p<0.01		
		あり	なし	無記入
全体	201	139	49	13
	100.0	69.2	24.4	6.5
待機児童なし	53	26	24	3
	100.0	49.1	45.3	5.7
あり:50人未満	42	26	14	2
	100.0	61.9	33.3	4.8
あり:50人以上	64	51	8	5
	100.0	79.7	12.5	7.8
あり:200人以上	42	36	3	3
	100.0	85.7	7.1	7.1

II. 保育の状況

表3-1 保育サービスにおける問題や課題

複数回答

	現在の問題		今後重点化	
	件数	割合	件数	割合
保育所の待機児童の解消	147	72.1	115	56.4
保育所の産休明け・乳児保育への対応	38	18.6	27	13.2
保育所の統廃合	40	19.6	35	17.2
保育所定員の適正化	46	22.5	37	18.1
公立保育所の民営化	127	62.3	109	53.4
保育所の一時保育・特定保育の受け入れ	37	18.1	52	25.5
保育関係の財源	111	54.4	63	30.9
認定こども園の運営	41	20.1	36	17.6
病児・病後児保育	54	26.5	67	32.8
障害児保育	80	39.2	61	29.9
放課後児童健全育成	57	27.9	65	31.9
子育て家庭への子育て支援活動	80	39.2	120	58.8
家庭的保育や家庭訪問型支援などの充実	17	8.3	37	18.1
幼保連携・幼保窓口の一体化	56	27.5	45	22.1
保育所における虐待防止	14	6.9	23	11.3
その他	7	3.4	5	2.5
無回答	1	0.5	1	0.5
総数	204	100.0	204	100.0

表3-2-1 保育サービスに関する基本姿勢

	件数	割合
地域で提供されるすべての保育サービスに公的に関与する	43	21.1
住民の保育ニーズが高いものは公的に行うが、個別的なニーズは住民が民間事業や住民互助を利用	85	41.7
「保育に欠ける」児童のための保育に付随するサービスのうち、ニーズの高いものは公的に行う	64	31.4
認可保育所の運営のみに責任を持ち、民間事業者が行う保育に一切関与しない	5	2.5
無回答	7	3.4
総数	204	100.0

表3-2-2 自治体が補助する認可外保育施設の有無別保育サービスに関する基本姿勢

p<0.01

	総数	地域で提供されるすべての保育サービスに公的に関与する	住民の保育ニーズが高いものは公的に行うが、個別的なニーズは住民が民間事業や住民互助を利用	「保育に欠ける」児童のための保育に付随するサービスのうち、ニーズの高いものは公的に行う	認可保育所の運営のみに責任を持ち、民間事業者が行う保育に一切関与しない	無回答
全体	202	42	84	64	5	7
	100.0	20.8	41.6	31.7	2.5	3.5
あり	140	30	64	40	0	6
	100.0	21.4	45.7	28.6	0.0	4.3
なし	49	10	16	18	5	0
	100.0	20.4	32.7	36.7	10.2	0
無記入	13	2	4	6	0	1
	100.0	15.4	30.8	46.2	0.0	7.7

表3-3-1 地域で実施される保育サービスの整備

	総数	非常に重要である	やや重要である	どちらとも言えない	あまり重要ではない	全く重要ではない	無回答
「保育に欠ける」児童のための基本的な保育サービスを認可保育所で実施する	204	160	39	3	0	0	2
	100.0	78.4	19.1	1.5	0.0	0.0	1.0
「保育に欠ける」児童のための保育に付随するサービスのうち、延長保育、病後児保育などのニーズの高いものを整備する	204	108	86	8	0	0	2
	100.0	52.9	42.2	3.9	0.0	0.0	1.0
「保育に欠ける」児童だけでなく、広く「保育を必要とする」児童のための保育サービスを認可保育所や認定こども園などで実施する	204	31	95	70	6	0	2
	100.0	15.2	46.6	34.3	2.9	0.0	1.0
住民の多様なニーズに対応するために、さまざまな形態の保育サービスを整備する	204	38	97	63	3	0	3
	100.0	18.6	47.5	30.9	1.5	0.0	1.5
民間事業者による保育についての情報提供、指導監督を行う	204	47	93	57	5	0	2
	100.0	23.0	45.6	27.9	2.5	0.0	1.0
NPOや住民互助による保育についての情報提供、指導監督を行う	204	21	79	94	7	1	2
	100.0	10.3	38.7	46.1	3.4	0.5	1.0

表3-3-2 民間事業者による保育についての情報提供、指導監督を行う(人口規模別)

p<0.05

	総数	非常に重要である	やや重要である	どちらとも言えない	あまり重要ではない	全く重要でない	無回答
全体	204	47	93	57	5	0	2
	100.0	23.0	45.6	27.9	2.5	0.0	1.0
10万人未満	7	4	1	1	1	0	0
	100.0	57.1	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0
10万人～	95	19	41	34	1	0	0
	100.0	20.0	43.2	35.8	1.1	0.0	0.0
20万人～	36	7	18	8	2	0	1
	100.0	19.4	50.0	22.2	5.6	0.0	2.8
30万人～	41	7	22	12	0	0	0
	100.0	17.1	53.7	29.3	0.0	0.0	0.0
50万人～	25	10	11	2	1	0	1
	100.0	40.0	44.0	8.0	4.0	0.0	4.0

表4-1 家庭的保育の必要性

	件数	割合
大変必要である	32	15.7
やや必要である	55	27.0
あまり必要でない	108	52.9
まったく必要でない	8	3.9
無回答	1	0.5
総数	204	100.0

表4-2 必要な理由

複数回答

	件数	割合
認可保育所の待機児童問題の緊急対応策	39	44.8
認可保育所の低年齢児童保育の補完	48	55.2
多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢	69	79.3
低年齢児は家庭的環境で保育を受けることがよい	21	24.1
低年齢児は小規模保育を受けることがよい	6	6.9
財政面でのメリットが大きい	7	8.0
その他	2	2.3
総数	87	100.0

表4-3 必要でない理由

複数回答

	件数	割合
地方自治体を実施する保育は認可保育所や認定こども園で行われることがよい	47	40.5
認可保育所で対応できている	41	35.3
認可保育所定員に空きが出ることは好ましくない	6	5.2
低年齢児保育のニーズは高くない	2	1.7
家庭的保育を利用したいというニーズは高くない	47	40.5
保育者の家庭で行われる保育について自治体が責任を持つことは難しい	46	39.7
民間サービスや住民互助が活用されることがよい	31	26.7
その他	10	8.6
無回答	1	0.9
総数	116	100.0

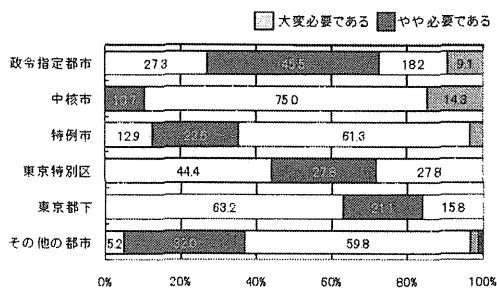


図2-1 都市種別家庭的保育の必要性 (p<0.01)

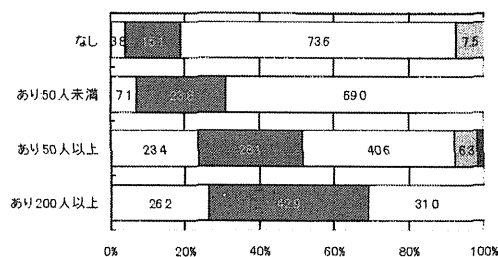


図2-2 待機児童の状況別家庭的保育の必要性 (p<0.01)

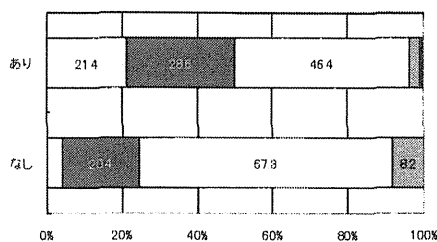


図2-3 自治体が補助する認可外保育施設の有無別家庭的保育の必要性 (p<0.01)

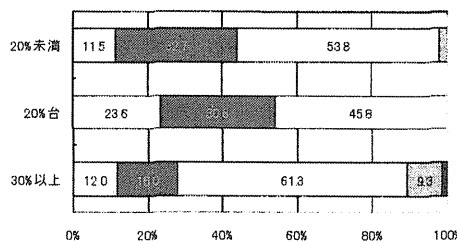


図2-4 就学前人口に占める保育所定員割合別家庭的保育の必要性 (p<0.01)

表4-4 待機児童の状況別家庭的保育が必要な理由

複数回答

	総数	認可保育所の待機児童問題の緊急対応策	認可保育所の低年齢児童保育の補完	多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢	低年齢児は家庭的環境で保育を受けることがよい	低年齢児は小規模保育を受けることがよい	財政面でのメリットが大きい	その他	無回答
全体	85	39	47	67	20	6	7	2	0
	100.0	45.9	55.3	78.8	23.5	7.1	8.2	2.4	0.0
待機児童なし	10	1	5	8	3	1	1	0	0
	100.0	10.0	50.0	80.0	30.0	10.0	10.0	0.0	0.0
あり:50人未満	13	3	4	11	3	1	0	1	0
	100.0	23.1	30.8	84.6	23.1	7.7	0.0	7.7	0.0
あり:50人以上	33	17	23	26	6	2	2	0	0
	100.0	51.5	69.7	78.8	18.2	6.1	6.1	0.0	0.0
あり:200人以上	29	18	15	22	8	2	4	1	0
	100.0	62.1	51.7	75.9	27.6	6.9	13.8	3.4	0.0

表4-5 待機児童の状況別家庭的保育が必要でない理由

複数回答

	総数	地方自治体 が実施する 保育は認可 保育所や認 定こども園 で行われる ことがよい	認可保育 所に対応 できている	認可保育 所定員に 空きが出 ることは 好ましく ない	低年齢児 保育の ニーズは 高くない	家庭的保 育を利用 したいと いうニ ーズは高 くない	保育者 の家庭で 行われる 保育につ いて自治 体がお持 つことは 難しい	民間サー ビスや住 民互助が 活用され ることが よい	その他	無回答
全体	115	47	40	6	2	47	45	31	10	1
	100.0	40.9	34.8	5.2	1.7	40.9	39.1	27.0	8.7	0.9
待機児童なし	43	17	26	2	1	18	13	14	1	1
	100.0	39.5	60.5	4.7	2.3	41.9	30.2	32.6	2.3	2.3
あり:50人未満	29	6	9	1	1	12	12	7	2	0
	100.0	20.7	31.0	3.4	3.4	41.4	41.4	24.1	6.9	0.0
あり:50人以上	30	18	2	3	0	14	18	7	4	0
	100.0	60.0	6.7	10.0	0.0	46.7	60.0	23.3	13.3	0.0
あり:200人以上	13	6	3	0	0	3	2	3	3	0
	100.0	46.2	23.1	0.0	0.0	23.1	15.4	23.1	23.1	0.0

表5 家庭的保育の実施

	件数	割合
実施している	62	30.4
実施していない	142	69.6
総数	204	100.0

表5-1-1 家庭的保育の実施状況別都市種別

p<0.01

	総数	政令指 定都市	中核市	特例市	東京特 別区	東京都 下	その 他の 都市
全体	204	11	28	31	18	19	97
	100.0	5.4	13.7	15.2	8.8	9.3	47.5
実施している	62	6	2	12	15	17	10
	100.0	9.7	3.2	19.4	24.2	27.4	16.1
実施していない	142	5	26	19	3	2	87
	100.0	3.5	18.3	13.4	2.1	1.4	61.3

表5-1-2 家庭的保育の実施状況別人口規模・待機児童の状況

	総数	人口規模 (p<0.01)					待機児童の状況 (p<0.01)				
		10万人 未満	10万人 ~	20万人 ~	30万人 ~	50万人 ~	なし	あり: 50人 未満	あり: 50人 以上	あり: 200人 以上	無回答
全体	204	7	95	36	41	25	53	42	64	42	3
	100.0	3.4	46.6	17.6	20.1	12.3	26.0	20.6	31.4	20.6	1.5
実施している	62	5	19	13	13	12	3	7	29	22	1
	100.0	8.1	30.6	21.0	21.0	19.4	4.8	11.3	46.8	35.5	1.6
実施していない	142	2	76	23	28	13	50	35	35	20	2
	100.0	1.4	53.5	16.2	19.7	9.2	35.2	24.6	24.6	14.1	1.4

表5-1-3 家庭的保育の実施状況別自治体が補助する認可外保育施設の有無・全人口に占める就学前人口の割合

	総数	自治体が補助する認可外 保育施設の有無 (p<0.01)			全人口に占める 就学前人口の割合 (p<0.05)			
		あり	なし	無記入	5%未満	5%台	6%以上	無回答
全体	204	140	49	15	43	106	50	5
	100.0	68.6	24.0	7.4	21.1	52.0	24.5	2.5
実施している	62	55	5	2	20	31	10	1
	100.0	88.7	8.1	3.2	32.3	50.0	16.1	1.6
実施していない	142	85	44	13	23	75	40	4
	100.0	59.9	31.0	9.1	16.2	52.8	28.2	2.8

表5-1-4 家庭的保育の実施状況別保育所の0歳児割合・保育所の1歳児割合

	総数	保育所の 0歳児割合 (p<0.05)				保育所の 1歳児割合 (p<0.05)			
		5%未満	5~8%	9%以上	無回答	12%未満	12%以上	15%以上	無回答
全体	204	51	134	17	2	49	125	28	2
	100.0	25.0	65.7	8.3	1.0	24.0	61.3	13.7	1.0
実施している	62	8	50	4	0	9	46	7	0
	100.0	12.9	80.6	6.5	0.0	14.5	74.2	11.3	0.0
実施していない	142	42	84	14	2	40	79	21	2
	100.0	29.5	59.2	9.9	1.4	28.2	55.6	14.8	1.4

表5-1-5 家庭的保育の実施状況別家庭的保育の必要性 p<0.01

	総数	大変必要である	やや必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	無回答
全体	204	32	55	108	8	1
	100.0	15.7	27.0	52.9	3.9	0.5
実施している	62	28	25	9	0	0
	100.0	45.2	40.3	14.5	0.0	0.0
実施していない	142	4	30	99	8	1
	100.0	2.8	21.1	69.7	5.6	0.7

表5-1-6 家庭的保育の実施の有無別家庭的保育が必要な理由 複数回答

	総数	認可保育所の待機児童問題の緊急対応策	認可保育所の低年齢児童保育の補完	多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢	低年齢児は家庭的環境で保育を受けることがよい	低年齢児は小規模保育を受けることがよい	財政面でのメリットが大きい	その他
全体	87	39	48	69	21	6	7	2
	100.0	44.8	55.2	79.3	24.1	6.9	8.0	2.3
実施している	53	28	35	43	12	4	6	1
	100.0	52.8	66.0	81.1	22.6	7.5	11.3	1.9
実施していない	34	11	13	26	9	2	1	1
	100.0	32.4	38.2	76.5	26.5	5.9	2.9	2.9

表5-1-7 家庭的保育の実施の有無別家庭的保育が必要でない理由 複数回答

	総数	地方自治体の実施する保育は認可保育所や認定こども園で行われることがよい	認可保育所に対応できている	認可保育所定員に空きが出ることは好ましくない	低年齢児保育のニーズは高くない	家庭的保育を利用したいというニーズは高くない	保育者の家庭で行われる保育について自治体が責任を持つことは難しい	民間サービスや住民互助が活用されることがよい	その他	無回答
全体	116	47	41	6	2	47	46	31	10	1
	100.0	40.5	35.3	5.2	1.7	40.5	39.7	26.7	8.6	0.9
実施している	9	1	1	0	0	6	2	1	1	0
	100.0	11.1	11.1	0.0	0.0	66.7	22.2	11.1	11.1	0.0
実施していない	107	46	40	6	2	41	44	30	9	1
	100.0	43.0	37.4	5.6	1.9	38.3	41.1	28.0	8.4	0.9

表5-2 事業開始年度

	件数	割合
1950～1959年	1	1.6
1960～1969年	26	41.9
1970～1979年	9	14.5
1980～1989年	3	4.8
1990～1999年	7	11.3
2000年以降	9	14.5
無回答	7	11.3
総数	62	100.0

表5-3 事業種別

	件数	割合
地方自治体単独事業	51	82.3
国庫補助事業	4	6.5
地方自治体単独+国庫補助	7	11.3
総数	62	100.0

表5-4 国庫補助事業を採用していない理由 複数回答

	件数	割合
国庫補助事業は保育者の資格条件が厳しい	17	33.3
すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざると得なくなり、実施体制が複雑になる	18	35.3
国庫補助事業の要件である連携保育所に該当する保育所がない	14	27.5
連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる	13	25.5
国庫補助事業での規定より子どもの定員が多い	1	2.0
国庫補助事業を採用するメリットが少ない	4	7.8
その他	8	15.7
無回答	3	5.9
総数	51	100.0

表5-5 国庫補助事業を採用する予定

	件数	割合
採用する計画がある	0	0.0
採用する方向で検討を進めている	3	5.9
検討したが採用しない	18	35.3
検討したことがない	21	41.2
その他	7	13.7
無回答	2	3.9
総数	51	100.0

表5-6 家庭的保育者の要件

複数回答

	件数	割合
資格要件がある	53	85.5
研修を受講後に認定	15	24.2
その他の要件	44	71.0
資格や経験は問わない	1	1.6
その他	9	14.5
無回答	1	1.6
総数	62	100.0

表5-6-1 資格要件

複数回答

	件数	割合
保育士	53	100.0
看護師	52	98.1
助産師	37	69.8
保健師	46	86.8
幼稚園教諭	31	58.5
学校教諭	30	56.6
団体認定資格	1	1.9
その他	4	7.5
総数	53	100.0

表5-6-2 研修総時間数

	件数	割合
0～19	2	13.3
20～39	2	13.3
40～59	1	6.7
60～79	2	13.3
80～99	0	0.0
100～119	0	0.0
120以上	3	20.0
無回答	5	33.3
総数	15	100.0

表5-6-3 その他の要件

複数回答

	件数	割合
保育経験	27	61.4
子育て経験	17	38.6
その他	10	22.7
無回答	2	4.5
総数	44	100.0

表5-7 保育対象児童の年齢

複数回答

	件数	割合
0歳	61	98.4
1歳	58	93.5
2歳	54	87.1
3歳	4	6.5
4歳以上	1	1.6
無回答	1	1.6
総数	62	100.0

表5-8 保育の体制

	件数	割合
保育者1人のみ	28	45.2
保育者1人・2人	27	43.5
保育者2人のみ	1	1.6
保育者3人以上のみ	1	1.6
保育者1人・2人・3人以上	1	1.6
無回答	4	6.5
総数	62	100.0

表5-8-1 保育者1人の時の子ども人数

	件数	割合
2人	2	3.6
3人	50	89.2
5人	2	3.6
無回答	2	3.6
総数	56	100.0

表5-8-2 保育者2人の時の子ども人数

	件数	割合
4人	1	3.4
5人	24	82.8
6人	2	6.9
8人	2	6.9
総数	29	100.0

表5-9 家庭的保育者数の変化

	件数	割合
増加傾向にある	15	24.2
ほぼ変化なし	29	46.8
減少傾向にある	16	25.8
無回答	2	3.2
総数	62	100.0

表5-10 利用児童数の変化

	件数	割合
増加傾向にある	25	40.3
ほぼ変化なし	23	37.1
減少傾向にある	12	19.4
無回答	2	3.2
総数	62	100.0

表5-11 家庭的保育の利用申し込み

	件数	割合
自治体窓口申し込み	30	48.4
保育者に直接申し込み	27	43.5
無回答	5	8.1
総数	62	100.0

表5-12-1 保育料

	件数	割合
認可保育所と同じ	4	6.5
市独自に設定	46	74.2
保育者が決めている	9	14.5
無回答	3	4.8
総数	62	100.0

表5-12-2 認可保育所の保育料との比較

	件数	割合
高い	9	19.6
安い	23	50.0
無回答	14	30.4
総数	46	100.0

表5-13-1 延長料金

	件数	割合
認可保育所と同じ	2	3.2
市独自に設定	26	41.9
保育者が決めている	23	37.1
無回答	11	17.7
総数	62	100.0

表5-13-2 認可保育所の保育料との比較

	件数	割合
高い	10	38.5
安い	8	30.8
無回答	8	30.8
総数	26	100.0

表5-14 階層区分の適用

	件数	割合
あり	23	37.1
なし	36	58.1
無回答	3	4.8
総数	62	100.0

表6-1 家庭的保実施の問題や課題 複数回答

	件数	割合
巡回指導や相談の体制	26	41.9
保育補助員の雇上費加算	10	16.1
保育所へのスムーズな移行	12	19.4
保育者が休暇時の代替保育の整備	20	32.3
家庭的保育者への研修	20	32.3
年度あけの家庭的保育利用児童の定員割れ	23	37.1
事故が起こった場合の責任や保障	10	16.1
家庭的保育者の募集をしても応募がない	23	37.1
利用希望者が少ない	14	22.6
認可保育所利用者と家庭的保育利用者への補助の格差是正	15	24.2
その他	6	9.7
無回答	2	3.2
総数	62	100.0

表6-2 家庭的保育のメリット 複数回答

	件数	割合
少人数なので個別対応ができる	51	82.3
家庭的環境で保育を受けることができる	57	91.9
低年齢時保育を長年行ってきた保育者なので安心できる	13	21.0
子どもを家庭の生活リズムで育てることができる	27	43.5
保護者の育児相談などに応じることができる	14	22.6
保護者の希望に柔軟に対応できる	35	56.5
その他	4	6.5
無回答	1	1.6
総数	62	100.0

表6-3 家庭的保育を強化・充実するための条件 複数回答

	件数	割合
児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づける	17	27.4
国や地方自治体が、国が行っている事業(家庭的保育事業)の重要性をPRする	17	27.4
国が家庭的保育を運営するためのガイドラインを示す	12	19.4
家庭的保育者を複数制にする	10	16.1
低年齢児に限らない家庭的保育を強化する	11	17.7
連携保育所と家庭的保育の連携を強化し、実効性あるものにする	20	32.3
保育所運営型の家庭的保育の実施や、家庭へ保育士派遣	6	9.7
家庭的保育の保育者や利用者に必要な情報提供、相談窓口、助言・指導などを行うセンターを設置	13	21.0
家庭的保育の有用性を明らかにするデータを示す	9	14.5
その他	8	12.9
無回答	4	6.5
総数	62	100.0

表7-1 過去の家庭的保育事業実施

	件数	割合
ない	128	90.1
ある	12	8.5
無回答	2	1.4
総数	142	100.0

表7-3 導入の検討

	件数	割合
ある	7	5.8
ない	112	92.6
無回答	2	1.7
総数	121	100.0

表7-2 今後家庭的保育を導入する計画

	件数	割合
導入を計画している	1	0.7
今後導入する方向だが詳細は決ま っていない	9	6.3
今後導入の予定はない	121	85.2
その他	8	5.6
無回答	3	2.1
総数	142	100.0

表7-4 導入の検討のために役立つもの 複数回答

	件数	割合
家庭的保育事業実施事例集	46	38.0
自治体の要綱や取り組みの実態	99	81.8
家庭的保育実施のためのガイドブック	54	44.6
ビデオや講演などを通じ、話を聞ける	20	16.5
その他	4	3.3
無回答	12	9.9
総数	121	100.0

表7-5 家庭的保育を導入する上での問題や課題 複数回答

	件数	割合
家庭的保育の実態がよくわからない	55	38.7
家庭的保育の良さや効果がよく分から ない	42	29.6
家庭的保育者の募集をしても希望者 がいるかどうかわからない	42	29.6
有資格の保育者を募ることが難しい	39	27.5
家庭的保育の利用希望者がいるかど うかわからない	65	45.8
事故が起こった場合の責任や保障に 関すること	95	66.9
家庭的保育への巡回指導や相談の体 制	60	42.3
認可保育所利用者と家庭的保育利用 者への補助に格差が生じること	30	21.1
国庫補助事業(家庭的保育事業)を採 用するメリットが少ない	11	7.7
過去に実施したことがあるが廃止した	8	5.6
その他	18	12.7
無回答	4	2.8
総数	142	100.0

表7-6 普及・拡大のための条件 複数回答

	実施		未実施	
	件数	割合	件数	割合
児童福祉法に家庭的保育を制度として 位置づける	17	27.4	52	36.6
国や地方自治体が、国が行っている事 業(家庭的保育事業)の重要性をPR	17	27.4	21	14.8
国が家庭的保育を運営するためのガ イドラインを示す	12	19.4	89	62.7
家庭的保育者を複数制にする	10	16.1	18	12.7
低年齢児に限らない家庭的保育を強 化する	11	17.7	12	8.5
連携保育所と家庭的保育の連携を強 化し、実効性のあるものにする	20	32.3	39	27.5
保育所運営型の家庭的保育の実施 や、家庭へ保育士を派遣	6	9.7	25	17.6
家庭的保育の保育者や利用者に必要な 情報提供、相談窓口、助言・指導な どを行うセンターを設置	13	21.0	33	23.2
家庭的保育の有用性を明らかにする 資料やデータを示す	9	14.5	53	37.3
その他	8	12.9	7	4.9
無回答	4	6.5	6	4.2
総数	62	100.0	142	100.0

表8-1 産褥期ヘルパー事業開始年度

	件数	割合
1994～1999年	2	4.4
2000～2001年	6	13.0
2002～2003年	11	23.9
2004～2005年	17	37.0
2006年以降	8	17.4
無回答	2	4.3
総数	46	100.0

表8-2 派遣型病後児保育事業開始年度

	件数	割合
2004年	2	50.0
2005年	0	0.0
2006年以降	2	50.0
無回答	0	0.0
総数	4	100.0

表8-3 訪問型一時保育事業開始年度

	件数	割合
1980～1984年	1	14.3
2000～2004年	2	28.6
2005年以降	4	57.1
無回答	0	0.0
総数	7	100.0

表8-4 育児支援家庭訪問事業開始年度

	件数	割合
～1999年	3	3.2
2000～2004年	15	16.1
2005年以降	69	74.2
無回答	6	6.5
総数	93	100.0

表8-5 ファミリー・サポート・センター事業開始年度

	件数	割合
1994～1995年	4	2.2
1996～1997年	7	3.8
1998～1999年	21	11.5
2000～2001年	62	34.1
2002～2003年	50	27.5
2004～2005年	19	10.4
2006年以降	9	4.9
無回答	10	5.5
総数	182	100.0

表8-6 保育従事者の要件

	総数	資格要件がある	自治体が指定する研修を受講後に認定	その他の要件	委託している	資格や経験は問わない	その他	無回答
産褥期ヘルパー事業	46	17	14	10	29	2	9	1
	100.0	37.0	30.4	21.7	63.0	4.3	19.6	2.2
派遣型病後児保育	4	2	1	1	2	0	0	0
	100.0	50.0	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0
訪問型一時保育	7	2	2	3	6	0	0	0
	100.0	28.6	28.6	42.9	85.7	0.0	0.0	0.0
育児支援家庭訪問事業	93	55	15	10	34	3	18	2
	100.0	59.1	16.1	10.8	36.6	3.2	19.4	2.2
ファミリー・サポート・センター事業	182	4	108	18	0	77	32	3
	100.0	2.2	59.3	9.9	0.0	42.3	17.6	1.6

表8-6-1 資格要件

	総数	保育士	看護師	助産師	保健師	幼稚園教諭	その他
産褥期ヘルパー事業	17	10	6	5	7	2	16
	100.0	58.8	35.3	29.4	41.2	11.8	94.1
派遣型病後児保育	2	2	2	1	1	1	0
	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0
訪問型一時保育	2	2	2	0	1	2	1
	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0	100.0	50.0
育児支援家庭訪問事業	55	23	20	39	39	6	22
	100.0	41.8	36.4	70.9	70.9	10.9	40.0
ファミリー・サポート・センター事業	4	4	2	0	1	2	1
	100.0	100.0	50.0	0.0	25.0	50.0	25.0

表8-6-2 その他の要件

	総数	子育て経験	保育経験	その他	無回答
産褥期ヘルパー事業	10	8	2	1	2
	100.0	80.0	20.0	10.0	20.0
訪問型一時保育	3	1	1	1	1
	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3
育児支援家庭訪問事業	10	6	2	0	4
	100.0	60.0	20.0	0.0	40.0
ファミリー・サポート・センター事業	18	11	5	2	5
	100.0	61.1	27.8	11.1	27.8

表8-7 導入の予定

	総数	導入を 予定し ている	導入を 検討し ているが 時期は 未定	導入の 予定な し	検討し たこと がない	その他	無回答
産褥期ヘルパー事業	154	7	5	70	39	13	20
	100.0	4.5	3.2	45.5	25.3	8.4	13.0
派遣型病後児保育	197	7	12	108	38	11	21
	100.0	3.6	6.1	54.8	19.3	5.6	10.7
訪問型一時保育	195	0	7	114	48	5	21
	100.0	0.0	3.6	58.5	24.6	2.6	10.8
育児支援家庭訪問事業	105	16	17	40	16	10	6
	100.0	15.2	16.2	38.1	15.2	9.5	5.7
ファミリー・サポート・センター事業	19	7	3	4	0	4	1
	100.0	36.8	15.8	21.1	0.0	21.1	5.3

表9 地域で実施される保育サービスの整備

	総数	かなり当 てはま る	やや当 てはま る	どちら とも 言えな い	あまり 当 てはま らな い	全く 当 てはま らな い	無回答
A 自治体を実施する事業における保育従事者は保育士などの有資格者である必要がある	204	94	65	33	4	2	6
	100.0	46.1	31.9	16.2	2.0	1.0	2.9
B 自治体を実施する事業であっても、自治体が指定する研修を受講したものであれば有資格者でなくてもできる	204	29	72	56	24	13	10
	100.0	14.2	35.3	27.5	11.8	6.4	4.9
C 派遣型病後児保育は看護師資格を有するものを行う必要がある	204	110	59	21	1	0	13
	100.0	53.9	28.9	10.3	0.5	0.0	6.4
D 保育従事者が単独で子どもを保育する場合は、有資格者である必要がある	204	110	45	34	4	2	9
	100.0	53.9	22.1	16.7	2.0	1.0	4.4
E 保育従事者が有資格者であっても、保育者は複数制にする必要がある	204	51	67	61	10	6	9
	100.0	25.0	32.8	29.9	4.9	2.9	4.4
F 自治体が信用できる団体に事業を運営委託することがよい	204	35	89	69	1	1	9
	100.0	17.2	43.6	33.8	0.5	0.5	4.4
G それぞれの事業ごとに、あるいは共通に、保育従事者や利用者に必要な情報提供、相談窓口、助言・指導などを行うセンターを設置して、運営管理する	204	41	71	74	5	0	13
	100.0	20.1	34.8	36.3	2.5	0.0	6.4

表9-1 派遣型病後児保育は看護師資格を有するものを行う必要がある（家庭的保育の実施状況別）

	総数	かなり 当 ては ま る	やや 当 ては ま る	どちら とも 言 え な い	あまり 当 て は ま ら な い	全く 当 て は ま ら な い	無回答
全体	204	110	59	21	1	0	13
	100.0	53.9	28.9	10.3	0.5	0.0	6.4
実施している	62	30	16	12	0	0	4
	100.0	48.4	25.8	19.4	0.0	0.0	6.5
実施していない	142	80	43	9	1	0	9
	100.0	56.3	30.3	6.3	0.7	0.0	6.3

p<0.05

表9-2 それぞれの事業ごとに、あるいは共通に、保育従事者や利用者に必要な情報提供、相談窓口、助言・指導などを行うセンターを設置して、運営管理する（家庭的保育の実施状況別）

	総数	かなり 当 ては ま る	やや 当 ては ま る	どちら とも 言 え な い	あまり 当 て は ま ら な い	全く 当 て は ま ら な い	無回答
全体	204	41	71	74	5	0	13
	100.0	20.1	34.8	36.3	2.5	0.0	6.4
実施している	62	7	24	24	4	0	3
	100.0	11.3	38.7	38.7	6.5	0.0	4.8
実施していない	142	34	47	50	1	0	10
	100.0	23.9	33.1	35.2	0.7	0.0	7.0

p<0.05